

5. 意匠 組物の構成物品等の例

「構成物品等の例」欄に記載されている物品等は、適切な構成物品等の例を示したものであり、社会通念上同時に使用される物品等と認められるものの範囲内で、組物全体として統一がある場合は、構成物品等は出願人の任意とする。

※下記の表は、意匠法施行規則別表に基づくものである。

	組物の意匠	構成物品等の例
1	一組の食品セット	・ チョコレート（二以上）
2	一組の嗜好品セット	・ たばこ、ライター、灰皿
3	一組の衣服セット	・ ジャケット、ベスト、スラックス
4	一組の身の回り品セット	・ 指輪、ネックレス、ブレスレット、イヤリング ・ カフスボタン、ネクタイ止め
5	一組の美容用具セット	・ 化粧用ブラシ（二以上）
6	一組の繊維製品セット	・ まくら、掛け布団、敷き布団 ・ クッション（二以上）
7	一組の室内装飾品セット	・ 置物（二以上）
8	一組の清掃用具セット	・ ほうき、ちり取り
9	一組の洗濯用具セット	・ 電気洗濯機、衣服乾燥機
10	一組の保健衛生用品セット	・ 歯ブラシ立て、コップ ・ 電気歯ブラシ、電気歯ブラシホルダー
11	一組の飲食用容器セット	・ コップ（二以上） ・ 皿、ティーポット、ティーカップ
12	一組の調理器具セット	・ 鍋、フライパン
13	一組の飲食用具セット	・ スプーン、フォーク、ナイフ
14	一組の慶弔用品セット	・ 葬祭用花瓶、香炉
15	一組の照明機器セット	・ 天井灯、壁灯
16	一組の空調機器セット	・ エアークンディショナー、扇風機 ・ エアークンディショナー、エアークンディショナー用室外機
17	一組の厨房設備用品セット	・ こんろ台、調理台、流し台、収納棚
18	一組の衛生設備用品セット	・ 洗面化粧台、化粧鏡、収納棚
19	一組の整理用品セット	・ ハンガー、スカートハンガー

20	一組の家具セット	・ テーブル、いす、子ども用いす ・ 本棚（二以上）
21	一組のペット用品セット	・ ペット用服、ペット用首輪
22	一組の遊戯娯楽用品セット	・ 碁盤、将棋盤
23	一組の運動競技用品セット	・ ゴルフクラブ（二以上） ・ 野球用グローブ、野球用ミット
24	一組の楽器セット	・ ドラム、シンバル ・ 楽譜スタンド、椅子
25	一組の教習具セット	・ 地球儀（二以上）
26	一組の事務用品セット	・ シャープペンシル、ボールペン、万年筆、
27	一組の販売用品セット	・ 包装用容器（二以上）
28	一組の運搬機器セット	・ エレベーター、住宅用エレベーター
29	一組の運輸機器セット	・ 乗用自動車、自動二輪車 ・ インテリアパネル、フロントランプ ・ 自動車用フロアマット（二以上）
30	一組の電気・電子機器セット	・ 電球（二以上） ・ コネクタ（二以上）
31	一組の電子情報処理機器セット	・ スマートフォン、スマートフォン用充電器 ・ ワイヤレスイヤホン、キーボード、マウス
32	一組の測定機器セット	・ 温度計、湿度計
33	一組の光学機器セット	・ カメラ、カメラ用ケース
34	一組の事務用機器セット	・ ファクシミリ、複写機、プリンター
35	一組の販売用機器セット	・ 飲料自動販売機、たばこ自動販売機
36	一組の保安機器セット	・ 消化器、消化器スタンド
37	一組の医療用機器セット	・ 手術用メス（二以上）
38	一組の利器、工具セット	・ ドライバー（二以上） ・ 理髪はさみ、理髪用梳きはさみ
39	一組の産業用機械器具セット	・ 工業用ロボット（二以上）
40	一組の土木建築用品セット	・ コンクリート型枠、外装材パネル ・ タイルカーペット、壁紙
41	一組の基礎製品セット	・ 板材（二以上） ・ バルブ、電磁弁
42	一組の建築物	・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校
43	一組の画像セット	・ 銀行振り込み用画像、 ・ 現金預け払い機操作画面